

# 平成23年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成23年2月4日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
追加日程第1 議長の辞職許可について  
追加日程第2 議長の選挙について  
追加日程第3 議席の変更について  
追加日程第4 副議長の辞職について  
追加日程第5 副議長の選挙について  
第3 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて  
第4 大滝山林組合議会議員の選挙  
第5 常任委員会の所属変更について  
第6 総務民生常任委員会副委員長の選任について  
第7 予算決算常任委員会副委員長の選任について  
第8 議会運営委員会委員の辞任について  
第9 議会運営委員会委員の選任について  
第10 議会広報特別委員会委員の選任について  
第11 議案第1号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて  
第12 議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第4号）

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	西澤伸明
10番	藤堂与三郎	11番	山田壽一

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	総 務 課 長	山 本 貢 造
会 計 管 理 者	山 本 昇	住 民 課 長	山 崎 義 幸
教 育 次 長	金 田 長 和	産 業 課 長	茶 木 朝 雄
企 画 監 理 課 長	米 田 義 正	人 権 課 長	中 山 進
税 務 課 長	建 部 真 理 子	建 設 課 長	若 林 嘉 昭
水 道 課 長	陌 間 守	保 健 福 祉 課 参 事	中 川 愛 博

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	大 橋 久 和	書 記	宝 来 正 恵
---------	---------	-----	---------

(午前10時32分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年第1回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 宮寄議員および7番 建部議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から2月10日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から2月10日までの7日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成23年第1回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成22年度も残りわずかとなってまいりましたが、各般の事業の遂行に鋭意取り組んでいるところであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件の概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者を選考の結果、現在指定管理している株式会社いずみ二一に引き続き指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、平成22年度甲良町一般会計補正予算(第4号)で、歳入歳出それぞれ6,185万4,000円を追加し、補正後の予算を38億6,496万8,000円とするものです。

主には、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金および住民生活に光をそそぐ交付金と交付税を財源に、障害を持つ子が安心して学校生活を送れるよ

うに、甲良西小学校にエレベーターを新設するとともに、知の空間づくりとして、図書館の図書購入および多目的トイレの改修等を行いたいものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

よろしく申し上げます。

○山田議長 私、平成21年2月の臨時議会において議長の重責につかさせていただきました。

はや2年が経過をいたしました。議員各位のご支援、ご協力によりまして本日を迎えることができました。また、行政の方々にもお世話になりました。まことに感謝申し上げます所存でございます。こころから御礼申し上げます。

このたび、一身上の都合により、議長の職を辞したく、辞職願を副議長に提出いたしましたので、何とぞ許可されますよう、よろしくようお願い申し上げます。

ここで、議事の都合により、副議長と交代をさせていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○金澤副議長 それでは、議事の進行をいたします。

追加日程第1 これは配布しておりますけども、議長の山田壽一議員から、議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。

改めて配布いたしましたとおり、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○金澤副議長 異議なしと認めます。

これによって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、山田議長の退場を求めます。

(山田議長 退場)

○金澤副議長 事前に議長より辞職願を預かっていますので、局長に朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 辞職願。

私、山田壽一は、このたび一身上の都合により、議長の職を辞する決意をいたしました。何とぞご了承いただきますよう、よろしく申し上げます。

平成23年2月4日。

甲良町議会副議長 金澤博様。

甲良町議会議長 山田壽一。

○金澤副議長 お諮りいたします。

山田壽一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○金澤副議長 異議なしと認めます。

よって、山田壽一議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山田壽一議員の入場を許可します。

(11番 山田議員 入場)

○金澤副議長 追加日程2、3が配布されています。

議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

改めて配布いたしましたとおり、議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○金澤副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○金澤副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○金澤副議長 ただいまの出席議員は10人でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に1番 濱野議員、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○金澤副議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○金澤副議長 ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○金澤副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱野議員、丸山議員、木村議員、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○金澤副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、藤堂与三郎議員6票、金澤博、私、4票、以上のおりでありました。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、藤堂与三郎議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○金澤副議長 ただいま議長に当選されました藤堂与三郎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました藤堂与三郎議員のあいさつがあります。

藤堂与三郎議員。

○藤堂議長 議長就任の前に、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

山田議長の本当に2年間、いろいろな困難を乗り越えられまして今日の甲良町議会で多大なる貢献をしていただきました。本当にいろいろな問題がありましたけれども、改めて心からお礼を申し上げます。

また、議運でも申し上げておられましたけれども、いろいろな次の議長に対するご指導をしっかりと引き継ぎながら努めさせていただきますので、どうかよろしくご指導をお願いいたします。

それでは、議長就任に対しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方の温かいご支援によりまして、責任ある議会議長の重責を担うことになりました。もとより浅学非才、その器ではありませんが、誠心誠意努めてまいります。

さて、私は、議長の方針といたしましては、議会制民主主義を尊重し、中立を旨とし、行政とはあくまでも是は是、否は否とし、町民の福祉向上を第一とし、住み続けたい、住んでよかったと思われるまちづくりに議会一丸となった議会運営に心がけてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、お願い申し上げます、この場での議長としての就任のごあいさつにかえさせていただきます。

○金澤副議長　ここで、議事のぐあいにより議長と交代いたします。

○藤堂議長　議長の選挙に伴いまして、議席の変更が生じました。

お諮りをいたします。

ただいまお手元に配布いたしましたとおり、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長　異議なしと認めます。

よって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3　議席の変更の件を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定によりまして、本職において議席の一部を変更いたします。

その議席番号および氏名を事務局長に報告させます。

局長

○大橋事務局長　それでは、11番　山田議員を9番に、9番　西澤議員を10番に、10番　藤堂与三郎議員を11番にそれぞれ変更にお願いします。

それから、5番の空席は、今任期に限り空席ということですのでよろしくお願ひします。

○藤堂議長　それでは、場所の交代をお願いいたします。

しばらく休憩をいたします。

(午前10時55分　休憩)

(午前11時05分　再開)

○藤堂議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の金澤議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

改めて配布いたしましたとおり、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、金澤副議長の退場を求めます。

(金澤副議長 退場)

○藤堂議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 辞職願。

私、金澤博は、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞することに決意いたしました。何とぞご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成23年2月4日。

甲良町議会議長殿。

甲良町議会副議長 金澤博。

○藤堂議長 お諮りをいたします。

金澤博議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 ご異議なしと認めます。

よって、金澤博議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。金澤博議員の入場を許可します。

(金澤議員 入場)

○藤堂議長 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。

改めて配布いたしましたとおり、副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 副議長の選挙を行います。



お諮りいたします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。  
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に1番 濱野議員、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○藤堂議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○藤堂議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱野議員、丸山議員、木村議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○藤堂議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、西澤伸明議員6票、丸山恵二議員4票、以上のおりでありました。

この選挙の法定得票数は3票であります。  
したがって、西澤議員が副議長に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂議長 ただいま副議長に当選されました西澤議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。  
副議長に当選されました西澤伸明議員のあいさつがあります。  
西澤議員。

○西澤副議長 ただいま選挙の結果、副議長という大役を仰せつかりました。議員諸氏の温かいご推挙により副議長の責を全うさせていただきたいと決意いたします。

甲良町の抱える課題は、町内だけではなく町外も、そして国内外の前途多難な課題、山積をしています。行政が抱える課題もございます。そして、町民が負託をした議会への、議員への願い、非常に大きなものがございます。半分表面上は非常に静かだというように私は思っていますが、それぞれ胸の内を聞いていますと、まともな甲良町にしてほしい、そして議会が町民の願いを受けて議会らしい論議や、そしてその住民の福祉向上のために一層の努力をしてほしい。そのために私たちは税金を払っている。この声は非常に大きな願いだというように思います。

その負託を受けて、私は議長の藤堂与三郎議長を支えながら、副議長ではありますが、その責で、微力ではありますが奮闘をしたいと考えております。議員諸氏の皆さんの、また行政の皆さん、町長はじめ、この抱えるそれぞれの課題に向けて努力をされることを大いに期待しておりますし、議員の私たちもその願いに応えるべく、町民の負託に応えて、公平公正の議会運営、そして何よりも論議の発展する議会の発展をめざして、微力ではありますが尽くしてまいりたいと思います。わずか1年の期間ではありますが、その1年が振り返ってよかったと思える努力をしたいと思いますので、皆さんのご協力、そしてご鞭撻、叱咤を、どうぞよろしく願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。

○藤堂議長 ここで、しばらく休憩いたします。  
休憩の間に議運を開きます。  
お昼は13時30分より開きます。

(午前11時32分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○藤堂議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
先ほどの休憩中に議会運営委員会が開催され、本日の議事日程をお手元に

配布いたしましたとおり変更します。

日程変更により、監査委員の同意案件が提出されましたので、町長から追加議案の説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、提案をさせていただきます案件1件についてご説明を申し上げます。

同意第1号は、監査委員の選任について、同意を求めるものであります。

以上、簡単でございますが、何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案説明とします。

○藤堂議長 次に、日程第3 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年2月4日。

甲良町長。

○藤堂議長 地方自治法第117条の規定により、藤堂一彦議員の退場を求めます。

(8番 藤堂議員 退場)

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町監査委員の選任について、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字尼子1405番地。

氏名、藤堂一彦氏。

生年月日、昭和16年5月11日生まれ。

藤堂さんは、ご承知のとおり、役場を定年退職後は尼子副区長、平成14年度、区長が平成15年度、そして大滝山林組合の議会議員、これは民間の学識経験により平成16年4月から平成20年までお務めいただきました。現在、区土地改良副組合長をされております。これらの経験は監査委員の職務に大いに活かしていただけるものと期待をしているところでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 藤堂一彦議員は、3月から始まりました百条委員会において委員長を務められて、12月に報告をされました。その間、さまざまな谷あり山ありで困難なところにぶつかりながらも一つ一つ丁寧に論議を進め、公平な運営に努めてこられました。

さらに、難しい法律上の判断についても、投げることなく一つ一つ吟味をします。こういうことを、私、身近で見えてまいりました。そういう点では、町の監査委員、大いに發揮していただいて、任務を務めていただきたいというふうに思っております。賛成討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 採決の結果、4対4でありますので、議長採決でよろしいですか。

藤堂一彦議員のこれについて、私は賛成をいたします。

起立多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

藤堂一彦議員の入場を許可します。

(8番 藤堂議員 入場)

○藤堂議長 ただいま監査委員に当選されました藤堂一彦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第4 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、濱野議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました濱野議員を大滝山林組合議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました濱野議員が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました濱野議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第5 常任委員会委員の所属変更についてを議題といたします。

本件について、委員会条例第7条第3項の規定により、私、藤堂与三郎と西澤議員から委員会の所属の変更の申し出があり、私、藤堂与三郎は総務民生常任委員会に、西澤議員は産業建設文教常任委員会に変更し、また、予算決算常任委員会所属の私、藤堂与三郎が議長に就任いたしました関係で、山田議員と入れかえしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように所属を変更することに決定いたしました。

各常任委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されますよう、お願いいたします。

次に、日程第6 総務民生常任副委員長の選任についてを議題といたします。

総務民生常任委員会副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選により選任するとなっておりますので、次の休憩中に総務民生常任委員会を開催され、副委員長の選任をお願いいたします。

次に、日程第7 予算決算常任委員会副委員長の選任についてを議題といたします。

予算決算常任委員会副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選により選任するとなっておりますので、次の休憩中に総務民生常任委員会を開催され、副委員長の選任をお願いいたします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

(午後2時20分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に総務民生常任委員会が開催され、副委員長の互選が行われました。

その結果、総務民生常任副委員長に山田議員が互選されましたので、ご報告いたします。

また、産業建設文教常任委員会が開催され、委員長に木村議員、副委員長に西澤議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

また、予算決算常任委員会が開催され、委員長に宮寄議員、副委員長に建部議員が互選されましたので、ご報告をいたします。

次に、日程第8 議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

金澤議員、建部議員、丸山議員から、議会運営委員の辞任願が提出されました。

お諮りをします。

金澤博議員、建部議員、丸山議員から提出された議会運営委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、本職において指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に西澤議員、木村議員、宮寄議員を指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 ただいま指名をいたしました議員の方々をそれぞれ議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、私から慣例により、議会運営委員長に西澤議員、副委員長に宮寄議員を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

次に、日程第10 議会広報特別委員会委員の定数および選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会広報特別委員会委員の定数を5人といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、本職において西澤議員、藤堂一彦議員、建部議員、木村議員、宮寄議員の5人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員の方々を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、私から慣例により、議会広報特別委員会委員長に西澤議員、副委員長に藤堂一彦議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

日程第11 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第1号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年2月4日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 それでは、議案第1号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理の指定につきまして、議決を求めることについてご説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めることについてお願いいたしますのでございます。

1、公の施設の名称、甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」。

2、指定管理者、草津市大路三丁目5番64号、株式会社いずみ二一、代表取締役、吉武昭隆。

3、指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日でございます。

理由といたしまして、指定管理者についての説明会を開催いたしましたところ、株式会社いずみ二一および有限会社マーメイドの2者の参加がございました。実際に指定管理者の申請がありましたのが株式会社いずみ二一の1者だけでございます。

書類の審査および聞き取り審査を行いました結果につきまして報告します。

いずみ二一の施設管理の実績および法人としての経営状態、あるいはプール監視についての安全対策、あと、一般利用状況、あるいは指定事業を基本としながらの利用の活性化とか、利用の増進に向けた法人の自主事業の充実、あるいは開発の向上性が期待できること、さらに、収益見込みが本施設においては少ない事業でありますけれども、法人が努力して事業を遂行する意欲が十分うかがえること、また、このいずみ二一につきましては、当該施設の運営実績も十分ありますということで、指定管理業者に適しているというような判断をいたしました。

以上、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 全協の議案説明のときにも質問いたしましたが、3点、質問いたします。

1つは、指定管理者の決算書、これの提出がされているというように思いますが、決算状況、とりわけ説明がありました甲良町での温水プールおよび「香良の湯」の指定管理における収支状況が利益になっているのか、それとも持ち出しになっているのかという点も、その上でどういように対処をされているのかということの部分になります。

2つ目は、事業報告ですが、計画、それから今後どうしていくかという状況と対策課題が、法人なりの課題を持っていると思っておりますが、そのことについてご報告願いたいと思っております。

3つ目は、法人および法人の役員、これの法違反があったかどうか。この期間中でも結構です。それから、過去でも結構ですが、この近年、そういうことがあったか否か、掌握されておられましたらご報告願います。

以上、3点、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 保健福祉課参事。



○中川保健福祉課参事 本事業におけます収支の状況でございますが、町の方から指定管理料というのをお支払いしておりますけれど、それでもなおかつ不足する分がございます。もちろん利用の収益とかも含めてですけれど不足する分につきましては、いずみ二一の若干の持ち出しということがあります。いずみ二一全体の事業、会社といたしましては赤字経営ということにはございませんが、甲良町の指定管理という意味でいきますと若干の赤字がございますが、その辺は法人の努力と理解ということではいただいている部分がございます。

それと、今後の事業計画とか、利用の見込みとか、あるいは改善ということでの対策でございますけれど、法人といたしましても、施設の有効利用ということで町と協力しながらということで貸し館、今、プールは午前中は実施しておりませんが、その辺の利用についての検討をしていくとか、あるいは、水泳教室の充実、今までは何級、何級という、小学生何年生が何級までいけますというような取り決めもあるんですけど、それに加えて、あるいは記録会を行って、さらに利用を伸ばしていくとかいうようなことを進めていくとか、あるいは、スタンプカードを発行しながらリピーターを確保していくとかいうようなことも含めて逐次努力をしていきたいというような内容の提案をいただいております。

それと、法違反のことにつきましてですが、指定管理の要綱の中で、会社も含めてですけれど、ヒアリングをいたしております。その中では特に法令違反を犯しているという事実は確認いたしてございません。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員、よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

指定管理の制度については、国が官から民へ、地方公共団体が行っている事業についても民間の参入を開く1つになっています。そういう点から私どもは、大きな観点から反対をしております。

しかし、一律に反対しないということも併せて決めております。一つ一つの状況を見ながら、その指定管理のあり方、そして、その地方自治体の運営、そして、その利用や住民の状況などを判断しながら判断を加えていくということをしております。この場合、今も、全協でも説明があったんですけども、

いろいろと苦勞をされております。いづみ二一の包括的には経営が安定しているという決算であるという報告であります、甲良町の収支を見ては、収益が黒字にはなっていないという点から見ますと、その分実出しをしながら運営をしていただいている、ここに地元密着という大事な点があるんだろうというように思いますし、設立以来からのいづみ二一が取り組んでいる内容が含まれているんだと思います。

そういう指定管理の赤字が出れば、指定管理者の運営上赤字が出れば利用料を引き上げていく、これが昨今全国各地でいろいろ報道をされていますが、場合によっては2倍になったり、3倍になったりしているケースがあります。そういうことを監視をしながら、また抑えながらも利用を進めていく。

同時に、私、以前提案しました高齢者の健康管理、単に高齢者になってからということではなくて、温水プールを利用して健康増進に励むということから、現在は65歳以上の方が軽減策をとっているという料金体系だということに見させていただきましたが、高齢者になってからということではなくて、中高年から親しむということの事業計画も立てていただいて、まだまだ知られていません。この65歳以上の方が軽減を受けられるというのが知られていませんので、周知徹底を、以前言うていました、何かのイベントをして大量に温水プールを利用する1つのイベントをつくって、そして利用料が軽減しているんだということが実感でわかるように取り組んでいただいて、今後も運営に努力していただくと同時に、利用料が据え置かれるということが望ましいかなというように思いまして、指定管理のこの議案について賛成討論とするものです。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって議案第1号は可決されました。

次に、日程第12 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成23年2月4日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、予算書の方をお開きをいただきたいと思います。

平成22年度甲良町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、6,185万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億6,496万8,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、繰越明許費につきましては第2表、地方債の補正につきましては第3表でご説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。9款 地方交付税、補正額3,000万9,000円の追加、13款 国庫支出金3,108万円の追加、14款 県支出金36万5,000円の追加、20款 町債40万円の追加、歳入合計、補正前予算額が38億3,111万4,000円に、補正額6,185万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を38億6,496万8,000円にお願いするものでございます。

続いて2ページ、歳出です。

1款 議会費、補正額81万4,000円の追加、2款 総務費438万3,000円の追加、10款 教育費5,665万7,000円の追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

3ページ、第2表 繰越明許費、10款 教育費1項 教育総務費、事業名といたしまして西小学校エレベーター設置等事業、4,760万8,000円でございます。10款 教育費5項 社会教育費、図書館多目的トイレ改修事業、300万円でございます。

続きまして、3表の地方債補正、東小学校障害児対策事業債、40万円の追加で、補正後を1,040万円にお願いするものでございます。

合計は補正前4億2,945万3,000円、補正後4億2,985万3,000円でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第1回甲良町議会臨時会1日目を解散いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 宮 寄 光 一

署名議員 建 部 孝 夫

# 平成23年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成23年2月10日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第3 発議第1号 濱野議員の議員資格決定の件
- 第4 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件
- 第5 資格審査特別委員会の設置と委員の選任について
- 第6 会期の延長（2月10日～2月21日（11日間延長））
- 第7 発議第3号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）  
について

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	山田壽一
10番	西澤伸明	11番	藤堂与三郎

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	山本貢造
会計管理者	山本昇	住民課長	山崎義幸
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	陌間守	保健福祉課参事	中川愛博

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午後 2時10分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年第1回甲良町議会臨時議会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 藤堂一彦議員および9番 山田議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第2号を議題といたします。

議案第2号については、予算決算常任委員会に付託され、審議が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 平成23年2月10日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

審査の結果、原案可決。

2. 審査経過。

議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

地域活性化・きめ細やかな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の制度の説明をとの問いに、きめ細やかな交付金は公共施設の整備、公用施設の建設、修繕等に使えるとして、西小学校エレベーター設置に充てた。

また、光をそそぐ交付金、知の地域づくりとして図書館、各学校の図書資料の整備と図書館の多目的トイレを設置し図書館の環境を整えるとのことであった。

入札参加申請の制度が変わったと思うが、制度改革の要綱、説明会の周知徹底をどうするのか、また、契約管理システムの変更について業者への周知徹底はとの問いに、2月1日の課長会で説明した。今後は「甲良町契約事務処理マニュアル」を作成し、従来の事務的な見直し、伝票の一括的な流れ等について契約行為にかかわる職員を中心に説明会を開くとのことであった。

また、現行の規則等は見直し、3月議会に上程し、業者への説明会は3月議会後に実施するとのことであった。

議会費の弁護士費用の内訳と、なぜ甲良町の顧問弁護士に依頼をしなかったのかとの問いに、費用の内訳は着手金として31万5,000円、その他実費、諸費用が18万5,000円であり、弁護士については百条委員会で決定され、依頼をされたとのことであった。甲良町には顧問弁護士がいる。その弁護士に頼んだら着手金が必要ではなかったのではないかと問いに、今回は行政がお願いしたのではなく、議会（百条委員会）から依頼をされて、その費用が必要であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○藤堂議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

この時期に補正予算を組むという意義について考えました。民主党政権が昨年10月8日に閣議決定したという資料をいただきましたが、その後の国会審議を経て、新たに創設された交付金が各市町におりてきたわけですが、これがそれぞれ2,500億円、1,000億円と大変貧弱であり、かつ、今国民の暮らしと営業を直撃している問題を解決する内容になっていないということでありました。私は、経済対策は何よりも働く国民の賃金を増やす方向に転換すべきであり、その元凶となっている巨大企業の莫大なため込み金244兆円の内部留保金を社会と経済、国民の暮らし、農業などの支援に還元すべきであることを強調したいと思います。

ここに私、資料を持ってまいりましたが、これはパンフレットであります。

「いのちの山河」という映画が八日市の文芸会館でせんだって行われました。私は見る機会を失いましたが、パンフレットをいただきましたが、岩手県の旧沢内村の「いのちの行政」と、こういうように言われた深澤晟雄村長の足取りを記録した映画でありました。パンフレットを見ますと、一気に何ページかのパンフレットではありますが、今日本が抱える社会保障の貧弱さ、そして命や暮らし、とりわけ命と健康を重視しない政治のゆがみを告発した内容になっています。その上で、私は甲良町の課題で言えば23年度の予算編成



たけなわだと思いますが、この機会に政治のあるべき筋を提起をしておきたいと思えます。

21年度決算資料で見る滞納額、税等ですね。滞納額合計は3億6,937万4円もの、この問題は、町民生活の苦しい現状の一端と、ルールなき不公平な行政対応が長年続いた歪みを体現したものだと思えます。前者の改善策は、生きる権利を支える医療、介護、住宅などの負担の軽減であり、何よりも命は等しく尊重される政治、行政だと思えます。後者は、長年続いた同和特別体制、財政支出、負担など、格差をなくして、誰もが平等に生きる権利であり、その平穏さを侵害されない権利であります。この柱で町民の暮らし、現状に寄り添って、国が見向きをしなかつても、少しでもこれらの支援を優先すべきだと考えます。住宅リフォーム補助制度の創設、医療費公費負担を中学校卒業まで拡充する問題、水道の低量利用者の、これは10立米までの家庭の料金体系の変更であります。軽減策、農業生産の支援など、の充実などが求められます。来年度の予算編成に当たり、これらの課題を優先的に進めて町民の暮らし、福祉第一の充実を求めたいと思えます。

今回の補正予算は、国の枠組みに縛られた面があるというものの、町民生活を直接温める施策には弱いことを率直に指摘しないわけにはいきません。しかし、今回、障害児童への対応であり、図書の実充であり、その限定的な範囲での補正予算でありますので、問題ないものと認めて賛成討論としたいと思えます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり結することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 濱野議員の議員資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員 退場)

○藤堂議長 藤堂一彦議員ほか4名から、濱野議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しがお手元に配布いたしましたとおりであります。

藤堂一彦議員から説明を求めます。

8番 藤堂一彦議員。

○藤堂議員 それでは、議長の許しを得ましたので、私の方から資格決定要求についての説明を行います。

この要求書を提出させていただきましたのは2月8日でございます。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者は、甲良町議会議員 建部孝夫、甲良町議会議員 西澤伸明、甲良町議会議員 木村修、甲良町議会議員 宮寄光一、そして私、藤堂一彦でございます。

資格決定要求書。

次の議員が地方自治法92条の2の規定に該当するかどうかについて、地方自治法127条第1項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添えて、会議規則第100条の規定により要求します。

記。

1、議員の氏名、濱野圭市議員。

2、理由（証拠となるべき事実関係）。

①、濱野圭市議員は、官製談合に絡む「恐喝未遂被告事件」裁判にかかわって、(株)浜野工務店の実質的経営者であることを認める供述・証言をしている。

②、建設業法違反にかかわり、愛荘町が下した行政処分（指名停止）において「株式会社浜野工務店 浜野圭市」と平成22年9月6日付にて処分書に記載されている。この処分書は公開されており、訂正の形跡、本人の異議申し立てが現在まで行われていないとい見受けられます。

このことは、妻の詳子氏に「社長」を譲ったけれども、実質は濱野議員自身が経営者であり、責任者であることを公言、自認しているものと思慮される。

よって、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）に該当するものと解する。

3 証拠となる資料の添付。

①、濱野圭市議員が浜野工務店の実質的経営者であることを自認したことを示す上申書。

②、愛荘町が下した行政処分書（謄写）。

以上でございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

今の理由書をお聞きしたところ、濱野議員が供述調書等に、自分が実質経営者だというような発言があったというようなことも書いてありますし、そして、愛荘町の行政処分、指名停止の通知を濱野圭市ということになっていきますけれども、私もちょっと調べたところ、愛荘町の方の指名停止の通知は、代理人選任届を提出してあるので、代理人として濱野圭市が愛荘町に行っているということで濱野圭市に通知があったということを愛荘町の行政さんの方からお聞きしておりますし、そして、供述調書は、私も拝見したことはないんですけども、実際拝見しなければ文面的なことで、文章的なことで確認をしていただかなければこのような理由は成り立たないのではないかなというような思いをしておりますので、ぜひこの理由を究明していただき、しかるべき判断をしていただきたいと思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 連名で提出していますので、質疑については答えも含めてこの5名が回答ができるというようにご理解いただいて、議長、裁量をお願いしたいというように思います。

今、山田議員が言われました供述書の問題であります。これは、私ども見る機会はありません。しかし、公判がございました。公判の席で、玉木弁護士が供述調書を引用しながら、あなたが、つまり濱野圭市氏が証人の時期であります。去年の9月だったと思いますが、そのときにそれを引用して、実質的経営者と自認していますが、そうですか、こういう質問をされて引用をされています。

また、上申書にもありますように、この上申書を見る権利がある、見る義務がある、上申書ではありません、供述調書です、を見る資格がある宮寄議員がそれを見て上申書としてしたため議長に提出されています。これが、うそか本当かというのは、これから審議が始まる特別委員会で論議がされる問題でありまして、そういう点でも私は明確だというように思います。

さらに、こういう2つの決定的な証拠となった問題は以前から指摘をされています。これは僕、以前からも言っていましたが、入札行為に議員が直接参加をする。そして、下請業者や、それから建設業の仲間うちでは、濱野圭市氏は浜野工務店の経営者の言動をしている、こういうことがずっとうわさでありました。うわさを証拠として私たちは出すことができませんので、こういう2つに絞ってきたということでもありますので、全体の兼業禁止に触れるのではないかというのは、官製談合疑惑が浮上した一昨年7月以来から指摘をされていた問題であります。こういう問題をいよいよきちっとし

た証拠に基づいて兼業禁止に当たるのではないかということで論議を始めようということです、そういうように進めていきたいと私も考えております。

○藤堂議長 ほかにはありませんか。

この審議は、提出と同時に委員会を設置しなければならないというふうになっていますので、今の提起に関しましては委員会で十二分な審議を尽くしていただきたい、このように思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

濱野議員の入場を許します。

(8番 濱野議員 入場)

○藤堂議長 濱野議員にお尋ねします。

今のところ弁明の申し出がありませんけれども、弁明の機会を与えよということになっておりますので、弁明をされますか。

濱野議員の資格についての弁明を許します。

濱野議員。

○濱野議員 先般予算決算の委員会がありまして、それが終了と同時に、本日、今、上げられておる資格審査委員会ですか、そのような設置を、特別委員会ですか、設置をされて、こうこう、こういうようなことで資格を調べるといような通知をいただきました。本当に突然のことで大変びっくりを、驚いております。

一応目は通しましたというようなところで、宮寄議員の上申書もついてございますし、まず、大きな点では1番、2番というようなことで、官製談合に絡む裁判にかかわって、実質経営者であるというようなことの認める供述とか証言をしていると。検察側の調書、また警察側の調書にそのような部分の内容のものが書いてあるというような宮寄議員の上申書にも書いてございます。

しかしながら、私もいろいろとその件に関して県警なり、また検察にいろいろと調査を、取り調べをしていただきまして、私の口から私が実質経営者であるということは一切言った覚えもございません。ただ、言葉の流れで、前後でそのような文言が入ってあるかは定かではございません。

しかしながら、そういうようなことで上申書を書いておられる以上、一度警察、また検察側に、しっかりとどういう流れの文章の中でこのような「役員に就く株式会社浜野工務店」とか、「私が実質経営する浜野工務店」とか書かれていたとかいうようなことで宮寄議員は見たというような表現だけ

で、私があたかも実質経営者であったかのような表現をなされていることに対して大変疑問を感じております。おそらく文章の前後にいろんなことが書かれてあるものの一部を抜き出されて書かれたものかなというふうに思います。

ぜひそのようなことをしっかりと説明をしていただくことは大変必要なことだと思いますので、警察なり、また検察の調書をしっかりとコピーなり、警察の方でも、検察の方でも立ち会いのもとで皆さんでしっかりと調査をしていただいて、それが、私が本当にあたかも経営をしているというようなことに、会社の役員であるというようなことにとられるのかというような部分もしっかりと調べていただきたいというふうに思います。

当然のことながら、私は選挙に出る前までは株式会社浜野工務店の代表取締役をやっておりました。出馬前に社長を他の者に譲り渡して、私は本当に一社員でございます。決して会社の役員にはなってございません。当然出馬のときも、今も、登記を見ていただいたらわかるように、一社員の、株式会社浜野工務店の一社員というようなことでございます。

また、ほかにも何かこう、裁判所で聞かれたような内容が、4人が経営する経営者であり、4人が技術者であるというような文言で、私があたかも実質的な経営者であるようなことも書かれてございますけれども、たしか私は裁判所におきましては、私の会社は本当にちっぽけな会社で、本当にみんなが経営者の感覚で、また、あるときはみんなが技術者の感覚で、本当に地元密着でこつこつやっている会社だというようなことをしゃべったような記憶がございます。決して私がみずから経営者であるというようなことは言ったこともございません。

それと、愛荘町から入札関係のことで書類が届きましたというようなことで、その部分も入ってございます。その中に、株式会社浜野工務店、濱野圭市というようなあて名が書いてある。なぜ、あなたはそのような文書が届いたのに、すぐ役所の方に訂正の形跡、また本人の異議申し立ても一切してないと。だから、あなたは経営者であるという認識が非常に高いのではないかなというようなこともこの理由書の中に書かれております。

愛荘町におきましては、指名願を出すときに、当然甲良町の場合、ちょっと若干忘れましたが、代理人の届けを出すようになってございます。社長がある社員に入札関係のことやらを委任をしたりとかいう場合に誰を代理人にするかというようなところで、その代理人届に私の名前が掲載をされております。そういった関係で株式会社浜野工務店、濱野圭市という代理人、本当は代理人濱野圭市としてあるのが本来の文書かなというふうに思うんですけれども、愛荘町の役場では株式会社浜野工務店、濱野圭市というような

会社あてで通知が届いてございました。当然私が代表取締役、濱野圭市としてあれば、愛荘町の方に即刻訂正なり、また異議申し立てはしてたというふうに思うんですけども、代理人であるというようなことで、入札関係のというようなことで私は理解をいたしておりましたので、決して役所から来た通知が私が社長であるというような文書ではないと私も理解していますし、当然愛荘町の方もそのように理解をされた上で私の方に提出をされたというふうに思っております。

現実問題、私は本当に長らく建設業をやっておりまして、当然議員に出るときは、この92条の2、兼業禁止、当然いつも注意を払っております。そういったことから、このような会社で役員に新たにになったとか、そういうこともございませんし、本当に選管の方でも十分チェックもしていただいて、このように現在に至っているわけでございます。ただ、そういった文言の中で経営者の感覚があるとか、そのようなことで92条の2の規定に、兼業禁止に該当するというようなことで、資格を、調査をしていただくと、それはそれでいいのかもわかりませけれども、本当に議員という身分を守るという上でもしっかりと、間違いのない委員会の運営をしていただいて、的確な判断を、また委員の方が誰になるかわかりませけれども、していただきたいというふうに思います。

それと、宮寄議員の方からの上申書が出てございます。皆さんご存じのとおり、まだ宮寄議員は公判中の方でございます。まだ裁判の結果も出てございません。そういった結果もししっかりとふまえた上で判断をしていただくというふうに私はお願いをしておきたいというふうに思います。

また、司法にかかわるような調書の中身であるとか、警察の調書の中身に書いてあったというようなことでございます。その辺をどうやって確認をしていただくのかという部分も十分と委員会の方で調査をしていただきたい。それをお願いをいたしておきます。

いずれにしても、このような委員会が設置されまして、私のことについていろいろと皆さんにご審議願うわけですけれども、本当に的確な判断をしていただいて、いい結果を出していただきたいと私はそのように願っております。本当に以前から皆さんそれぞれ職業を持っておられる方、持っておられん方もおりますけれども、議員の中には。建設業にかかわっている議員さんも過去には沢山おられたというふうに思います。いろんな問題があったかと思っておりますけれども、私は当然のことながら出馬当時から十分注意は払っておるつもりでございます。こういったことで審査をしていただくというのは大変残念ですけれども、本当に間違いのない、適正な結果を出していただきたい、このようにお願いをいたしまして私の弁明といたしたいと思っております。

○藤堂議長 この件については、これで終わります。

今、濱野議員からの申し立てがありましたように、設置されました委員会では今の弁明をふまえて、十分に議論されるように申し添えておきます。

次に、西澤議員から、ほか4名の議員から、山田議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しは、お手元に配布いたしましたとおりであります。

西澤議員から説明を求めます。

ごめんなさい、ちょっと戻らせてください。

次に、今のちょっと取り消してください。今の発言を取り消させていただきますして、次に、日程第4 山田議員の議員資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、山田議員の退場を求めます。

(9番 山田議員 退場)

○藤堂議長 西澤議員ほか4名の議員から山田議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しは、お手元に配布いたしましたとおりであります。

西澤議員から説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 要求書を読み上げて提案にかえさせていただきます。

平成23年2月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

甲良町議会議員 藤堂一彦、甲良町議会議員 建部孝夫、甲良町議会議員 木村修、甲良町議会議員 宮寄光一、そして私、西澤です。

資格決定要求書。

次の議員の被選挙権の有無について、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添え、会議規則第100条の規定により要求します。

記。

1、議員の氏名、山田壽一議員。

2、理由（証拠となるべき事実関係）。

①、山田壽一議員は、日常的に住まいされている「愛荘町常安寺711番地」あるいは「愛荘町常安寺712番地」を表示している。「官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件」公判にかかわって、「愛荘町常安寺711番地」に居住している供述をしている。また、年賀状は「愛荘町常安寺712番地」と記載して送付されている。電話帳には、「愛荘町常安寺712番地」とあり、広告欄には「愛荘町常安寺711番地」と記載している。

②、山田壽一議員が住民登録をしている「甲良町長寺599番地の5」には、水道や電気等もなく、人間が居住できる「家」そのものがない。

上記のことは、甲良町の区域内に生活の実態、「生活の本拠」がないことから、公職選挙法第9条第2項および同第10条で規定されている「住所要件」を満たしておらず、被選挙権を有していることにはならないと解する。

3、証拠となる資料の添付。

①、年賀状（謄写）

②、「甲良町長寺599番地の5」にある敷地および建物の写真（謄写）です。

③、「甲良町長寺599番地の5」の公図。

④、「愛荘町常安寺711番地」を居住と表明していることを示す上申書。

加えまして、添付資料に証拠となる資料をつけております。その中に、3枚目ではありますが、写真が掲載をされています。3つの写真であります。住民票が甲良町に登録されているところの写真であります。少なくともここに家具類、そして住まわれた形跡がございません。見られたように、作業小屋であり、物置小屋であり、ポストが2つありまして、そのポストは名前が書かれていません。表札もありません。ここにありますように、水道もございません。

そういう点でも、私は公職選挙法による住所要件、異常に広い幅がございますが、その点でも審査をする必要があります、提案とさせていただきます。

○藤堂議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、山田議員の住居を問題にしているわけですが、山田議員は長寺の住民として長寺区も認めているし、区の協議費も納めています。そしてまた、町税も甲良町に納めています。また、長寺の役員として区の事業にも非常に積極的に参加もしています。そして、甲良町のPTAの役員も務めてきました。

住んでいるところに問題があるのなら、過去4期16年、議員として議会活動をしてきた大野與一前議員はどうなのか。ここに大野氏の住民票の写しがあります。大野氏は、元金澤組の従業員でありましたので、この住民票で確認しましたところ、住所は犬上郡甲良町228番地の10、そして前住所が滋賀県彦根市葛籠町34番地の2ですので、大野氏がもともとは長寺の人であったんですが、結婚して呉竹に来て、彦根市葛籠町に住んでいるし、選挙に立候補したときから現在まで彦根市葛籠町に住んでいます。このことは道路を1つ挟んだ建部議員が一番よく知っているはずですよ。建部議員と大野



議員の道路は1本挟んで彦根市と甲良町の境界です。

大野氏も呉竹の住民として認められ、呉竹区に協議費も払い、そして納入もしているし、区の役員もしていました。ここにいる藤堂与三郎議長も、大野議員とは2期、そして西澤議員も大野議員とは2期、議員としてともに一緒に活動してきました。

今、山田議員の資格問題を言うのであれば、なぜ大野議員の、前議員のそのときの資格を問わなかったのか。大野氏は4回も資格審査を選管で受けつけている。そして、山田議員は2回補欠選挙も含めて選管で厳しいチェックを受けて立候補している。そうなれば、これはやはり選管、この山田議員の資格審査をする前に、やはり選管の責任問題として選管の見解もぜひとも聞く必要がある。これは単に山田議員、資格の問題やなしに、全般的にかかわってくる問題であります。

よって、このような問題を、過去の事例にもかかわってきますので、この時期にこういう問題を審査するのではなしに、まず、このような問題が過去にあったということを議員がしっかりと把握して、いろいろな視点から議論して行政に改善を求めるべきだと私は思うのであります。

○藤堂議長 ほかに質疑はありますか。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、質疑は終わりますけれども、委員会の中で、当然選挙管理委員会の委員を呼んで慎重にその意見を聞いてください。

それでは、これで質疑を終わります。

山田議員の入場を許します。

(9番 山田議員 入場)

○藤堂議長 山田議員から自己の資格について弁明したいとの申し出はありませんが、山田議員、資格についての弁明はありますか。されますか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

この理由書についてですけれども、なるほどそういう形にはなっておるんですけれども、私は昭和31年に養老で生まれ、32年から甲良町長寺西の428番地に住所登録、そして戸籍も移しております。住んでいるのはずっと、53年間、4年間、全くあの場所で、今のところで住んでおります。

住所変更というのは、途中で428の6が立ち退き問題いろいろありまして、もとの父の親もとが存在がなくなり、他人のものになったものですから、それはちょっと時間がおいてあったんですけれども、それから今現在599の5番地に土地を購入しまして、平成3年5月に599の5に住民登録を変

更いたしております。それからは、今ずっと現在に至っておりますが、私は子どものころから甲良町長寺西の住民として、自分では甲良町民だと思っ  
ずっと来ておりますし、そして、学校も甲良町の学校へ行かせていただき、  
行政的にも甲良町のサービスを今現在でも受けております。また、長寺西区  
の自治会の12組という十数軒の、私の今住んでいるところ、隣、いろいろ  
が長寺西区の12組という地域になっております。自治会も長寺西区に存続  
はしております。

今の住んでいる場所は本当に複雑な場所で、愛荘町、そして豊郷町、そし  
て甲良町と3つの町が隣接する三角地帯というような場所にもあります。い  
ろんな、愛荘町の方もおられますし、甲良町の方もおられますし、豊郷町  
の方もという形で、住所はそのままでどこかへ住民登録しているという形にな  
っています。私はもともと甲良町に子どものころから住民登録をしてありま  
すので、ずっと甲良町という形はとっております。

いろいろ私は学校関係、甲良町関係、長寺西区の区の役員としても協力さ  
せていただき、頑張ってきたつもりでございます。そして、最初の選挙は、  
補欠選挙ではございましたけれども、長寺西区の推せんをいただき、皆さん  
に応援をしていただき、当選をさせていただきました。二度目もそのままの  
申請をし、そのまま当選をさせていただきました。私は、これがだめだとい  
うのならばしかるべき選管からの指導があったのではないかなと、私自身は  
思っております。選管の方がどのような判断をされるのかわかりませんが、  
選管の方の判断、そしてまた特別委員会の委員の皆さんのご判断を、適切  
なご判断をいただき、私はそれに従おうと思っております。

私が違法な行為を行っていると思われればそういうふうに判  
断をしていただいたら結構ですし、私は自分では決して違法な行為ではな  
かったと自分自身思っております。

残念ながらこういう結果にはなったんですけども、委員会で本当に皆さま  
もこれから、私も甲良町民として頑張っていきますし、今まで頑張ってきた  
つもりでもあります。そして、町民の方も、私は甲良町民だというように思  
ってくれていると私は信じております。

以上で弁明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長 以上で、2件の議員資格決定の件については終了いたしますが、  
今、山田議員からの弁明にありましたような部分につきましては、関係機関  
を提出してもらって、十二分に審議を尽くしてください。

次に、日程第5 資格審査特別委員会の設置と委員の選任についてを議題  
といたします。

議員の資格決定については、会議規則第101条の規定によって委員会の

付託を省略することができないことになっています。したがって、本件については、甲良町議会委員会条例第6条第2項の規定により、6人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたします。

資格審査特別委員会名簿を配布してもらいます。

(資格審査特別委員会名簿配布)

○藤堂議長 お諮りをいたします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、資格審査特別委員会の委員はお手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

資格審査特別委員会委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選により選任するとなっていますので、次の休憩中に資格審査特別委員会を開催され、委員長の選任をお願いいたします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

(午後 3時00分 休憩)

(午後 3時34分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 8番 藤堂一彦です。

先ほど資格決定要求書を説明させていただきました。

その中で、ちょっと字句の訂正をお願いしたい。1字挿入をお願いしたい。その中で、大きい2番の理由の後段ですけれども、このことは妻の「詳子」とありますのを、「詳子氏」と「氏」を入れていただきたい。社長を譲ったけれどもというふうな、呼び捨てになっておりますので、ちょっと不備という、「氏」だけ挿入をお願いします。よろしくをお願いします。

以上です。

○藤堂議長 それでは、諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に資格審査特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われました。その結果、審査特別委員会委員長に建部議員、副委員長に藤堂一彦議員が互選されました。

また、日程については、2月15日10時から濱野議員の資格審査特別委

員会を開催、また2月15日14時から山田議員の資格審査特別委員会を開会することに決定をいたしましたので、ご報告します。

濱野議員と山田議員におかれましては、資格審査特別委員会にて弁明の機会が与えられますので、希望があれば2月14日までに申し出てください。

なお、答弁書の提出については日程があまりありませんので15日までに提出できなければ委員長に申し出てください。

次に、日程第6 会期延長の件を議題といたします。

先ほども言いましたとおり、議員の資格決定については会議規則第101条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。したがって、本臨時会の会期を本日から2月21日までの11日間、再度延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から2月21日までの11日間延長することに決定をいたしました。

日程第7 発議第3号 山田議員から宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)が提出されています。

この発議は、提出者、山田議員、賛成者、濱野議員、金澤議員、丸山議員の3名ということで、動議は成立いたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、宮寄議員の退場を求めます。

(6番 宮寄議員 退場)

○藤堂議長 訂正をしておきます。今、名前を呼び上げました中に、「こういち」と言いましたが、「みつかず」の誤りですので訂正をします。

それでは、山田議員の提案説明を求めます。

山田議員。

○山田議員 発議第3号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年2月10日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員 山田壽一。

賛成者 甲良町議会議員 濱野圭市、賛成者、甲良町議会議員 金澤博、

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二。

本議会は、甲良町議会議員 宮寄光一君を以下の理由により議員辞職を勧告するものであります。

2010年7月6日、自分の息子さんが行った扶養親族届が、扶養手当の親族の届けが認められないことに腹を立て町職員をおどしたとして再逮捕され、昨年8月の初公判において職務強要を本人も認めておられます。

甲良町議会議員の立場でありながら職員に「おまえら、総務課にいられんようにしたるわ」などと威圧をかけ、甲良町に対し、息子である職員が多額の扶養手当を不正受給し損害を与えたことは、甲良町議会の品位と町民に対する不信感を大きく持たせたことは重大であります。

また、今、彼は談合疑惑の恐喝未遂事件の公判中でありますけども、どのような結果になるかわかりませんが、このような議員は本当に甲良町議員として品位を欠くものと思ひ、重大なことだと考えております。これに対して決議のほど、よろしくお願いいたします。

平成23年2月10日。

甲良町議会。

以上でございます。

○藤堂議長 山田議員の提案説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この文面で、勧告決議（案）の文面で、議会の品位というように書いておられます。議会の品位とはどういうものを指すのか、どういう認識をされているのか、お答えいただくのと同時に、その文面を読まれた後、さらに品位を強調されました。こういう点で、何が品位を傷つけているか、そして議会の品位とは何かということについてどういようにお考えか、示していただきたいと思ひます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 議会というものは、町民の代表の、選挙で選ばれた町民の代表が集まり、甲良町のために一生懸命討論し、考案し、いろいろなことを考えなければならない場所だと思っております。

そしてまた、甲良町にプラスになる考え方を持って日々議員として行動しなければならない立場だと考えております。

よって、宮寄議員は甲良町に対して、10万円弱ではございますけども、職員をそのように恫喝し、甲良町の税金を、損害を与えたという、本当にあるまじき行為を行ったと。議会人として品位を欠くものと考えております。

以上です。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 この中に書いております2010年7月6日、去年の7月6日

というふうに書いているんですけども、それはもう既に光一君は警察に行っていたのと違いますか。たしか6月議会の最終日やったかな、19日やったかな。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 彼は、6月15日に最初逮捕され、7月6日に勾留期限切れで勾留を解かれる。解かれてすぐまた再逮捕ということで、それが7月6日に、この職員強要という罪を追加をされて逮捕されたと私は認識しております。

○藤堂議長 今の件ですけども、山田議員の発言の方が正しくて、一彦議員さんの方は、ちょっと認識がずれていますので。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 宮寄光一議員の辞職勧告決議に対する私の態度を表明させていただきます。

1つは、宮寄議員のおどされています、過去乱暴だった行為を容認することはできないのは明白であります。品位と言いますれば、品位を乱暴に壊すのも1つでありますし、紳士の面をして私たちの税金を横取りをする。しかも、それは議員という地位資格を持ちながら横取りをする。こういうことの疑惑を持たれること自体、大いに品位を汚している問題でありまして、百条委員会で疑惑ありと。断定はまだしておりません。刑事事件についてもこれからであります。しかし、こういう1年以上にわたって議員の地位、しかも町民の代表という形で疑惑を持たれる根拠を持って持たれてまいりました。こういう品位こそ問題にしなければなりません。その上で、判決も出されていないことが1つであります。

また、官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件で容疑を認めなかったために無理やりこの容疑は引っ張り出された感じを私は持っています。

次に、そして、当時の町長、総務主監が、扶養手当について該当しないことを道理をもって、だめなものはだめ、説いて説得すれば、この事件は起こり得なかったもの、しかも、この事件が21年7月に起こったとされています。今から見れば2年近くたっています。そういう問題を今出すということ自体が、この恐喝未遂、それから強要罪、これがそのときに告発をされ、そして問題にされていなかったという問題でありまして、恐喝未遂事件の初公判でも玉木弁護士が強調しました。政治的背景を考えねばならない。こういうことで出された問題として受けとめています。

そういう点では、根本的な反省を私はその後されているように認識をしています。それは公の場で、大変申しわけないことをした、これは、口は誰でも言えます。しかし、過去に前町長の味方として、町長派としていろんな工作に加わってきたことを彼は明らかにしました。そして、そういう体質を甲良町で本当に根本からなくすという点でも議会で表明をし、そして、公判でも表明をされています。実際にその行動をされています。

私は、全部の宮寄議員の行動を容認し、賛同するものではありません。しかし、議員であるべきでない、こういう辞職を迫るということには、ここに挙げられた理由は全く当たらないというように思います。私は、人間にはいろんな過ちがあります。そして、それを乗り越えて今の当面する課題、そして自分の律するところを明らかにして活動をする。これは非常に大事であります。そのことを町民に示す必要がありますし、そのことは私たち、4年ごとに改選をされるということがあります。

ですから、議員を続けるか、やめるかは、本当に本人が確かめること、そして議員失職の根拠は法で定めています。それに当たるかどうかになると思いますので、私はこの期間に議員辞職を求める決議（案）には賛同しかねることを表明させていただきます。

○藤堂議長 ほかに。

建部議員。

○建部議員 時あたかも平成21年7月9日に官製談合が疑われる入札がある、そのような事件が起こった。宮寄光一議員の息子の扶養申請、それは出されたけれども、事務手続上の対応のまずさがあって宮寄議員は、俗に言う言葉を荒らげて言葉の暴力を発しました。

当時、私は当時の山崎町長、野瀬主監が認めた扶養手当であります。そのことが後々官製談合疑惑が出てきて、それもその訴えも半年以上過ぎてからその訴えがされて、その検察なり裁判の取り調べの中で、警察の事情聴取の中で山崎前町長と野瀬主監が、宮寄議員にはこういうこともありましたというので職務強要をされたということが発覚して再逮捕となったのであります。

私は、当時のことを振り返りますと、総務課、野瀬主監、山崎前町長の対応のまずさ、先ほど西澤議員が申し上げました。あかんならあかん、だめなものはだめと毅然とそこで断るべきであった。それを本人の言葉の暴力でもって屈して、もしその手当を支給したとなれば、これはどこに責任があるか。私はその当時の町長、野瀬主監の責任が大きなものがあると思います。確かに言葉の暴力はよくありません。しかし、その対応のまずさがまずその原因をつくっております。

そういうことから、私は今回の、ここに掲げている理由、損害を与えたと

なっておりますが、これは後でその損害は返されております。でも、本当にその当時をさかのぼったら、本当にその扶養申請が不当なものであったのか、ほかにも例外があって申請が通っている人もあったのか。ほんまに不当なら、なぜそのときにははっきりと断っておくべきであったものがこういう事件を引き起こした。そのことがやっやとしてから、官製談合の恐喝未遂という事件で訴えた、私は4人組と言っていますけれども、その4人組の2人が宮寄議員にはこういうこともあったということで初めて警察が取り上げて、甲良町にも被害届を出せと警察が言いに来た経過があります。

そういうことからして、この決議につきましては、議員辞職に値しないということで反対の討論といたします。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、甲良町町民は、私にこういうことを言っています。起訴もされず、逮捕もされていない議員の辞職勧告を出して、なぜ逮捕された議員の辞職勧告は出さないのかと、甲良町議会はどうなっているんだと。これでは甲良町議会は飲酒運転で逮捕されても議員の辞職勧告を出さないのと同じじゃないかと、そういうふうにあります。

だから、先ほど西澤議員と建部議員はいろいろ言いましたけれども、当然起訴されて、逮捕された議員は、進退をみずから本来は明らかにするのは当然であります。

よって、先ほど山田議員が言いましたように、本当に議会議員としてあるまじき行為をとったんですから、これは辞職勧告に値すると私は思います。

○藤堂議長 ほかに意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

日程第7 発議第3号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)を採決します。

お諮りをいたします。

宮寄光一議員に対する議員辞職勧告決議(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

念のため、反対の方はご起立願います。

(反対者起立)

○藤堂議長 可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項後段の規定により、議長が採決するとあります。



私の意見は、反対であります。

その理由の1つに、宮寄議員は確かに公判中でありまして、裁判は判決が出るまで推定無罪の原則が働きますので、否決いたします。

したがって、本議案は否決されました。

ここで、宮寄議員の入場を許可します。

(6番 宮寄議員 入場)

○藤堂議長 ただいま宮寄議員が入場されました。

ご報告申し上げます。

山田議員の発議は、賛成少数で否決されましたことを報告します。

ここで、宮寄議員からただいまの報告に対してご意見なり、発言を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 ただいまの議長の報告によりますと、否決されたということですが、この今回の議員辞職勧告決議（案）に対しまして、言いわけをするつもりはございませんが、現在私の裁判は現在進行中というか、審理中でありまして、まだ判決が確定しておりません。

それと、この案の中に、「おまえら、総務課にいられんようにしたるわ」などとという文言がありますが、これはどこから引用されたのか、ちょっと疑問、私自身は疑問に思っておるところですが、職務強要の部分に関しては公判で内容が争われておりません。ここに認めているとされておりますが、この事実を争っていないだけであります。私はそういう認識であります。

ということで、本来ならば議員として起訴された時点でこういうことをおのずと考えなければならぬ立場ではございましたが、10月8日に保釈という形ではございますが、帰ってまいりまして、私の支持者に相談しましたところ、無罪を争っているんだから頑張れというご支持がございまして、私も悩んだ末、民意を大きく受け入れまして現在に至っております。今後とも議員活動を頑張らせていただく所存でございます。

しかしながら、こういう議員辞職勧告決議（案）が提出されたということに対しましては、真摯に受けとめまして、今後の活動に活かしていきたいと思えます。

以上です。

○藤堂議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第1回甲良町議会臨時議会2日目を散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 藤 堂 一 彦

署 名 議 員 山 田 壽 一

# 平成23年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成23年2月21日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 発議第1号 濱野議員の議員資格決定の件  
第3 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件  
追加1の1 会議録署名議員の追加指名  
追加1の2 総務民生常任委員会委員長の選任について  
追加1の3 議会運営委員の選任について  
追加1の4 大滝山林組合議会議員の選挙  
追加1の5 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙  
追加1の6 委員会の閉会中における継続審査および調査について  
追加日程2の1 発議第4号 議会広報発行のルールに関する決議（案）

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	山田壽一
10番	西澤伸明	11番	藤堂与三郎

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	山本貢造
会計管理者	山本昇	住民課長	山崎義幸
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	陌間守	保健福祉課参事	中川愛博

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午前 9時10分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年第1回甲良町議会臨時会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 濱野議員および2番 丸山議員を指名いたします。

ここで、2月10日の本臨時会の2日目の議案番号に誤りがありましたので、次のとおり改正をいたします。

まず、濱野議員の議員資格決定の件を発議第1号に、山田議員の議員資格決定の件を発議第2号に、宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)についてを発議第3号に変更いたします。

日程第2 発議第1号 濱野議員の資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員 退場)

○藤堂議長 本件について、委員長の報告を求めます。

建部資格審査特別委員長。

○建部資格審査特別委員長 それでは、ただいまより、濱野議員の議員資格決定の件につきましての資格審査特別委員会の報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査の結果でございますが、発議第1号 濱野議員の議員資格決定の件につきましては、審査の結果、地方自治法第92条の2の規定に該当する。すなわち議員の資格を有しないと決定いたしました。

その審査経過とその理由ですが、株式会社浜野工務店は、甲良町の指名願申請業者である。平成21年7月9日、甲良町発注の甲良町介護福祉空間および子育て支援センター建設工事を落札しました。

滋賀県知事への届け出によれば、平成21年5月1日から22年4月30日までの完成工事高は2億6,495万3,000円であります。町発注の完成高は1億5,164万円となっており、町の発注高が57%を占める。これは明らかに地方自治法第92の2が示している「主として」に該当します。

それと、濱野圭市議員は、現在公判中の甲良町官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件に関し、「役員につく株式会社浜野工務店」、あるいは「私が実質経営

する浜野工務店」と記載した供述調書に署名・捺印しています。この調書の存在は後半で弁護士から読み上げられ聴衆も知る事実であります。そしてこれは、濱野圭市議員が入札に参加し、直接応札していることや、議会で自身の辞職勧告決議案が上程された際の弁明で「私どもの会社」と名乗り経営方針を話していることなど、「実質経営者」として彼の立場を表明した状況証拠を決定的に裏づけるものであります。

よって、濱野圭市議員は地方自治法第92条の2に該当しておりました。このことから議員資格を失うものでございます。

以上です。

○藤堂議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、濱野議員から自己の資格について弁明したいとの申し出がありましたので、これを許します。

濱野議員の入場を許します。

(1番 濱野議員 入場)

○藤堂議長 濱野議員に資格についての弁明を許します。  
濱野議員。

○濱野議員 臨時議会の途中の委員会後に、突然帰りがけに資格審査特別委員会の設置の届けをいただきまして、その内容を見させていただきまして、本当に突然のことでびっくりをいたしておりました。

そうしますと、内容を見てみますと、私に対する内容は、恐喝未遂事件の裁判にかかわるいろんな供述で、実質私が経営者であるというようなことを宮寄議員が書いてあるのを警察、また検察の調書から見たというようなことが1点でございまして、もう1つは、建設業法にかかわることで、愛荘町から入札に関する通知が私どもの勤務いたしております会社に届きました。そのあて先に、株式会社浜野工務店濱野圭市と書いてあったと、それに対してあたかも私が会社の経営者たるべく解釈にとられ、いまだ訂正、形跡の跡も、また本人の異議申し立てもないということで、私が本当に経営者であるというような認識が高いのでないかなという2点のことで資格審査をしていただくというような内容のいただきました。

まず、後でお話をさせていただきました愛荘町からの通知に関しましては、私は愛荘町に入札に関する指名願のときに、あそこの町は代理人届の提出が義務づけられております。それに私が代理人というようなことで届けを出しているというところから、愛荘町の行政側も入札に関することで私の名前で

提出をされたものです。また、私の会社も代理人が私であるというようなことで何ら疑うこともなかったというようなことで、その2番目の愛荘町の行政処分の通知に関することは本当に明らかにこの理由から反するものだなというふうに思っております。

また、宮寄議員の恐喝未遂事件の裁判にかかわって、上申書を見ておきますと、私が実質経営する浜野工務店と書かれていたと、それを私は見たというようなことで、私がその言葉1つで経営者たることかなというようなことで兼業禁止に当たるというようなことになってございます。

いずれにしてもそういう内容で審査をされたというようなことでございまして、いろいろと私も答弁書等々も提出をさせていただきました。その答弁書の中には、私が本当に実質経営者であるという本質的な意味での発言は一切したように記憶はいたしておりません。

そういったことから、まさしく今公判中で、司法の場の資料でもございまして、いろいろと私の方から証拠を出すというのにも少し時間がかかります。だから、もう少し時間をいただきたいと。しっかりと調査をしていただいた上で確認をしていただきたい。

また、宮寄議員の上申書にも載ってございますけれども、宮寄議員もそのような、私がそういった意味での内容の文章があったとすれば、その何ページかをしっかりと証拠として提出をしていただくことが本筋ではないかなというふうに思います。

そういうものが上がってきて初めて審査委員会でお調べをいただいて、私がまさしく実質経営者だというような意味合いのものであったのかというようなこともしっかりとお調べをしていただきたいというふうに思っております。

それと、本日、先ほど議会に参りましたら、建部委員長の報告書を見させていただきました。その中には、昨年1年間の売り上げに対するパーセンテージが、公共工事のパーセンテージが提示をされておりました。昨年はたまたまこのような形で仕事をさせていただいたという経緯もございまして、1年だけで見るとこういった数字になるかもわかりませんが、本当に過去というか、近年3年、5年というスパンでお考えをいただいたら、決して私の勤務しております会社は公共工事のウエイトが著しく低うございます。このような数字には、1年前はほとんど公共工事もやっておりません。もう1つ前は300万ぐらいしかやっておりません。その前はちょっと覚えてございませぬけれども、本当にそういったことで、1年だけとらえてみるとこういうような数字になるかもわかりませんが、3年、5年というような平均をしていただくと、全くこのようなことには該当しないのではないかなというふう

に思っております。

また、審査委員会の方も、実質内容を審査していただくのは2回のみで委員会であったように言われています。いろいろなことを検証もされないまま、本当に議員という重い身分の資格を決められるということに対しまして大変疑問を感じております。

また、上申書、私もですが、山田議員にも上申書として提出されてあるのがまさしく今公判中であります宮寄議員、またもう一方の山崎正則氏の上申書が警察や検事の調書に書いてあったというようなことで、2人の議員に対して、また同じく2人の公判中の方の上申書が添付をされております。そういったことに対しましても何か、今本当に裁判をやられている関係の何か意味があるのかなという私なりの思いをいたしております。

いずれにしてもそういう司法の場での書類に見た、書いてあったというところが大きな争点になってあると思います。まだまだ公判中であるというようなことで結果がはっきり出ていないままに結論を出されることに対しまして大変疑問を感じております。

いずれにしても私はこのことについては全く納得がいきません。どのようなご判断を願ったのか、私は今確認をしておりますのでわかりませんが、万一議決をされたとなれば、私は即刻知事に申し立てをして適切な判断をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤堂議長 濱野議員の弁明が終わりましたので、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員 退場)

○藤堂議長 これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

ただいまの濱野議員の委員会の報告書につきまして、反対の討論をさせていただきます。

濱野議員は、平成19年の選挙管理委員会の厳正な審査を経て立候補し、そしてまた多くの町民の皆さんの支持があつて当選ということになったわけでございます。

また、今問題になっている兼業の禁止に当たる確たる証拠があいまいな方法で確認もされず、このような審判を下されるのはいかなものかと私も疑問に思っております。

過去にも私の知っている方で、社長また役員をおり、平社員になり議員活動をされておりました方が多くおられます。その当時は全然問題にはなつて

おりませんでした。そのように記憶しております。今、この問題を転義するならば、甲良町の条例等を今後どのようにして改めていくのか、それを課題として委員会等で検討していただき、今後のさらなる甲良町議会が厳正に、公正に、建設的な議場であることをしていくためにはその必要が重要ではないかと私は考えております。

また、先ほども濱野議員が弁明の中で言うておられました理由の中の1つに、今まさしく公判中のお二方の上申書が理由の中に入っております。この言った、言わん、書かれてあった、書かれてなかったということが、この二度、三度の委員会で本当に皆さんがご確認ができたのか。弁護士が言っていたとか、宮寄議員が言っていたとか、そうじゃなくて、本当に皆さん、委員会の中の委員の皆さんが確認していただいてご判断をいただきたいとかように思っております。

よって、私はこの調査をもう少し慎重に行っていただき、そして結審をしていただくことを希望申し上げます。

そして、また、濱野議員1人の議員だけでなく、450人ほどの住民の民意の方にもかかわる問題でございますので、厳正に公平な判断をお願い申し上げます。反対の討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

ただいまの濱野議員の弁明を聞いていますと、まず、道義的・政治的責任、全く感じていないという点で腹立たしい思いで聞いておりましたし、糾弾しないわけにはいかないということを改めて思います。

そして、兼業禁止に該当するかどうかの判定をする上で2つの要件が自治法の条文では要請されています。1つは、普通地方公共団体に対して請負をする法人であるかどうか。2つ目は、議員が法人の役員あるいはこれに準ずべきものであるかどうかの判断だと考えられます。この点で委員長報告は極めて適切で、妥当な判断だと支持できます。加えて、法の趣旨は、単なる法人の登記上の代表者だけを禁止の対象としていないことが重要です。これらに準ずべきものとして法人の経営、運営に影響力を行使している地位にいる者も対象にしています。

濱野議員の弁明を聞いていますと、登記は私はしておりません、法律上の代表者ではない、このことを強調しているかに見えます。濱野議員は立候補直前に、株式会社浜野工務店、以後浜野工務店と言いますが、この代表を退任し、登記上はこの禁止規定から逃れたかに見えました。

しかし、次に挙げるように、実質の経営者としての言動があらわれ、本当



の姿を覆い隠すことができなかつたのだと考えられます。百条委員会が厳しく指摘したように、1つに、非公開の最低制限価格の情報を得て、どんぴしゃの金額で落札をしたこと、2つ目に、指名選定されるよう行政幹部職員に働きかける言動を行ったこと、3つ目に、入札行為に参加をし、現に札を投函していることであります。また、代表者である濱野詳子氏は、ホームページ上で、浜野工務店の事務担当ですとスタッフ紹介され、現在もそのページが掲載をされています。5つ目に、甲良町商工会の会長就任時は浜野工務店の代表でありました。しかし、2期目の現在は1社員で選任されていることの不自然さが指摘されています。6つ目に、昨年9月議会で濱野議員の議員辞職勧告決議が出された際の弁明で、私どもの会社は次から甲良町の指名には一切入らんとこうと思っていますと発言しています。これは、議場に来て、辞職勧告決議が出て、浜野工務店の社長と連絡をとって浜野工務店の社長がこう言っているという伝達の形では全くありませんでした。まさに濱野議員が会社を代表して経営の方針、つまり甲良町の指名不参加を表明したことにはほかなりません。

次に、濱野議員の弁明書では、実質経営者の指摘に対し、発言は記憶にありませんなどと言っています。きょうもそのことが言われました。これは大変ずる賢いすりかえに過ぎません。公判での証言はもちろんです。宮寄議員の上申書は私が実質経営者だと認める記述が存在すると指摘しています。通常の警察、検察の調書は、供述を文面にして取り調べ官が読み聞かせし、間違いのないことを確認した上で最後に自筆で署名・捺印し、さらに任意で本人が述べたことを証明する形式を踏んでいます。

濱野議員は、宮寄議員の上申書の使い方を疑問視しているだけで、「私が実質経営者」の記述を否定していない現実が重要であります。公判事実を裏づける証拠書類であるため、大変重い意味を持つものだと考えます。宮寄議員の上申書は、容疑をかけられたものとして相手の主張を知る権利があることから調書の記憶を文面にして提出されたものでありますし、先ほどの濱野議員の弁明を聞いていますと、公判中の何か犯罪人の言い分を聞くのかという、そういうことにも聞こえてまいります。

このように、町内では浜野工務店の役員でないと否定をし、濱野議員が恐喝未遂を受けたとされる被害届では浜野工務店の実質経営者だと自認をします。まさに使い分けをしています。この使い分けは通用しないことは明白であります。地方自治法92条の2は、影響を及ぼす地域を限定したものではありません。浜野工務店が甲良町の請負業者である以上、浜野工務店の実質経営者は誰かが最大の争点であります。答えは明らかです。

議員は住民の代表、代弁者として住民全体の利益を第一に考えるのが最大

の任務であります。責任であります。自治体が発注する事業、物品の購入などについては公平公正さが強く求められるのは当然であり、現に福祉区間工事をめぐっては濱野議員が元社長だった浜野工務店が落札をし、公平公正な入札が歪められた現実が起きています。議員とその親族が経営する企業が行政発注の事業を請け負うことについては多くの住民はこれを是認していません。公共事業などの予算を審議し議決するのは議会の議員であります。その議員親族が自治体の事業を請け負うのはおかしいと考えるのは極めて常識的なことであることを強調しても強調し過ぎることはありません。濱野議員に関しては道義的責任の範囲をとっくに越していることを指摘しておきたいと思えます。

最後に、今日の資格決定につながる百条委員会での大変な困難な説明をやり上げ、官製談合疑惑の関係者4人の告発へと北川町長の決意を引き出した町民の皆様、議員、職員の方々の良識に心から感謝を表明するものであります。

そして、その刑事告発へと踏み出した北川町長の決断に敬意を表するものとして賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

反対討論を行いたいと思えます。

この資格審査の問題は、濱野議員に対する資格審査に2つの問題点が指摘されています。2点目の愛荘町の書類の件に対しては、前回の委員会でも委任されているということで多分委員の皆さん理解していると思えます。1点目の問題は、宮寄議員の上申書のみを判断することであるので、この宮寄議員の供述書の内容が、見た、聞いた、そして濱野議員は、そんな記憶はないと。だから、弁護士に相談していろいろなことを聞いてからということを行っています。両者の言い分は真っ向から対立しているのであります。

そして、西澤議員の報告書についても、これは宮寄議員の言葉を信用していろいろ書いていますけど、その真実性が感じられない。その中で何点か指摘したいと思えます。

最低制限価格の非公開の収集とか、2点目の指名選定されるような行政幹部に働きかける言動というのは、百条委員会で議会が議決して告訴してはいますが、何らまだ結果が出ていない。そういう中でこういうふうな委員会の報告書を提出しているわけですが、そしてまた、商工会のことも何ら問題ない。この前委員会に商工会の古川さんに来てもらって、役職という言葉が出まして、役員と職員、役職ということで、だから商工会の会長という

のは役員であろうと職員であろうと何ら関係ないということはこの前の委員会で証言していました。だから、西澤議員はここで商工会のことも言っていますけども、そんなことは何ら関係ないと。

そして、私どもの会社とか、いろいろ報告書の中でそういう言葉を使っていますけれども、自分が所属する会社を、それは他人じゃないから私の会社というのはこれは当然のことであり、そんなこと、言葉じりを使っているのはちょっと私はおかしいと思っております。

そして、恐喝未遂事件の調書で、そのものずばり私が実質経営者、署名・捺印をしていると書いてあるが、西澤議員は自分では多分見ていないと思うんです、これは。それは宮寄議員の証言のみを信用してそういう報告書を作成したと、こういうように私は思っています。

そして、宮寄議員の上申書についても過日の委員会で私が確認しましたように、濱野議員は宮寄議員に対して何も恐喝未遂で被害届を出していないんですね。出したのは山口透氏に対して被害届を出したと。だから、宮寄議員は自分の記憶があいまいな中でこういう上申書を出したのかと、そういうふうに、その上申書が果たして本当に信用できる上申書なのかということが問題であります。

そしてまた、年間の平均、直前3年間の官公工事の官公の問題を取り上げていますけど、これは単年度のだけであって、公共事業の50%を超えるということは。これは3年間のトータルでいろいろ審査するものであって、ただ単年度で評価するとこういう結果になりますけれども、トータルですればこれは問題ない。

というのは、建設業者というのは単年度で評価するのでなしに、やはり直前3年とか2年とか、平均でとってこういうことを審査するのであって、ただ不適切な単年度だけの指摘をしている。だから、本来3年のトータルであれした場合には関係ないというふうに、これは理解してもらえと思っています。

いろいろそういうことを指摘していく中で、西澤議員の報告書にほとんど推測による表現が多い。このような理由だけで濱野議員の資格云々をきょう議決するのは、私はちょっと問題だと思いますし、また、平成22年12月3日に百条委員会報告書の少数意見を私と山崎昭次さんが出したわけですが、藤堂一彦委員長に私たちか何点か質問をしたわけです。そのとき、本件は委員長一任決議に基づき疑惑ありの方向で調査報告書をまとめているところであり、官製談合疑惑はでっち上げとの立場を表明している兩名、私と山崎昭次さんの少数意見は兩名の責任で作成されるべきと回答されています。今回の資格審査委員会も、兼業禁止ありきで百条委員会の流れを踏んで作成したものではないかと私はこういうように思っております。

過去にもこのような事例が、建設業者が沢山あります、甲良町に、あったにもかかわらず、現在まで行政も議会も放置してきたところでもあります。そこにこのような兼業の問題が浮かび上がったわけです。

今後1つの課題として、来年の改選までに兼業禁止の条例をつくるように議会も行政もそれに取り組んでいくべきだと、そのように思っております。今ここで濱野議員の資格の採決をするのは、私は反対です。

以上、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 まず最初に、賛成討論と申し述べておきます。

先ほどから聞いておりますと、あたかも私がうそを言っているような発言が相次いでおりますが、当資格審査特別委員会でも申し上げましたとおり、もう一度ここで若干時間をいただいて説明させていただきたいと思えます。

これは、濱野議員が私の公判で、公判大津地方裁判所で証言の中からの抜粋ではございますが、藤沢左官店に下請を私から頼まれたかという弁護人の質問内容でございます。

「今回の受注した工事の下請として藤沢左官というところを使っていますよね」という私の弁護人の質問に対して、「はい、使いました」「藤沢さんのところ、ここを使うことによって宮寄議員から頼まれたことがあったわけですか」「はい、聞いておりました」「宮寄議員のみからこれは頼まれたことなんですか」。そこで濱野さんは、「いや、ほかにも知り合いがございまして、できるだけ地元業者というようなことで、仕事もいい仕事をするからぜひ使ってくださいというふうなことで、その後にも商工会の方にもお入りをいただいて、息子さんも青年部の方にお入りいただいて頑張っているというふうなことで、今のところはいいい結果につながっているというふうに私は思っております」という答えをなされました。「宮寄議員以外にあなたに藤沢左官を使ってやってくれというようなことを頼んできた人、具体的にどなたか挙げられますか」という問いに、「宮川組といたしまして土木の仕事をしていただいた宮川久年という人間からもそのように頼まれております」。これは公判で明らかになっていることですね。

というところで、私は藤沢さんに事情聴取というか、内容を聞きましたところ、浜野工務店の事務所に宮川久年さんと出向きまして、こちらの見積もりを提出したと。そしたら、よそさんの、名前は出しませんがよそさんの相見積もりを出されて、「ここだったらこれの値段でやってくれはるんですよ、藤沢さん」と言って値切られた。実質経営者である浜野工務店の社長は誰か。値段交渉もなさっているわけですね。これは明らかであります。上申書とし

て藤沢さんに提出してもらおうと思いましたが、ご本人に、やはり紙に残ることですから、それは私の方から遠慮させていただきましたという経過がございます。

それと、当資格審査委員会でも私の記憶をたどって読み上げさせてもらいましたが、もう少し奥深く最初から行かせてもらいます。

次に、山口らを被告人とする法廷で、今回の事件の経緯について証言しなければならない可能性があるということです。できれば許されることなら山口らのいる法廷で証言をしたくはありません。証言しないで済むものならばそれで済ませてほしいと思います。

なぜこんな気持ちになるかということ、まず宮寄ですが、何よりも宮寄は私と同じ町会議員であったということを挙げなければなりません。私が裁判所で証言するとなると、私が同僚議員を売ったという感じを世間に与えかねないと思いますし、甲良町は狭い社会ですから私の町内における立場が微妙なものにならないか心配です。議員としての立場もそうですし、私が実質経営する浜野工務店にも微妙な影を落としかねないと心配しております。

山口についてですが、山口は今回の事件前、頻繁に行政に対してクレームをつけてくる男でしたし、現に私たちをやくざまがいの言葉でおどしつけるようなやからですから、正直後の仕返しが怖いです。しかし、被害届を出した以上裁判所に証人として出なければならないということはわきまえておりますという検察官に対する供述調書がございます。

ここで、何度も申しますが、あたかも私が実質経営する浜野工務店、そこだけを抜粋したような言い方をされておりますが、事実今読み上げたとおり、検察官に対しては実質経営する私がおどされたんですよと。いざそれを離れると、こちらでは一社員ですと使い分けておられますね。これは通る話ではございません。よって、審査の結果どおり該当するということに賛成いたしたいと思います。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、濱野議員の資格決定の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、地方自治法第92条の2に該当するものがあります。この地方自治法第92条の2の兼業禁止の規定に該当し、議員の資格を有しないという決定については、地方自治法第127条第1項の規定によって出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要といたします。

ただいまの出席議員は9人であります。3分の2は6人です。採決の方法

は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、採決の方法は投票によることに決定いたしました。  
議場閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に4番 金澤議員、6番 宮寄議員および7番建部議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○藤堂議長 念のため申し上げます。

本件は、委員長報告の報告書のとおり決定することに賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と表記してください。もう一度申し上げます。委員長報告の報告書のとおり決定することに賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と表記してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○藤堂議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

金澤議員、宮寄議員、建部議員、開票の立ち会いをお願いします。

○藤堂議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成6票、反対3票、以上のとおりでありました。

これで議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂議長 投票の結果、賛成票6票で3分の2以上となりました。

したがって、濱野議員の議員の資格決定の件は委員長の報告書のとおり議員の資格を有しないと決定いたしました。

西澤議員。

○西澤議員 既に記録がとられていますので間違いないと思いますが、議長のほうから再度確認をしていただきたいと私は思っています。建部委員長の報告書のところに、審査経過と理由ということで述べられていますので、再度審査経過と理由を委員長が報告をしたことについて確認をいただきたいと思えます。委員長が報告で理由と言われました。そのことを確認いただければいいんです。

○藤堂議長 確認の必要もないと思えますので却下します。

濱野議員の入場を許します。

(1番 濱野議員 入場)

○藤堂議長 濱野議員が入場されました。

ご報告申し上げます。濱野氏の資格決定の件については、議員の資格を有しないことに決定しました。

ここで、濱野議員の資格決定書の交付を行います。

議案第174号 資格決定書交付について。

甲良町議会濱野圭市様。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

資格決定書交付について。

平成23年2月8日。

藤堂一彦議員・建部孝夫議員・西澤伸明議員・木村修議員・宮寄光一議員から提出された資格決定要求書に基づくあなたの資格の有無については別紙資格決定書のとおり決定したので、地方自治法第127条第4項の規定において準用する第118条第6項の規定により交付します。

なお、この決定に不服があるときは、地方自治法第127条第4項の規定において準用する第118条第5項の規定により、決定があった日から21日以内に滋賀県知事に審査を申し立てることができるので申し添えます。

続いて、資格決定書を局長に朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 資格決定書。

資格の決定を求めた議員 藤堂一彦議員、建部孝夫議員、西澤伸明議員、木村修議員、宮寄光一議員。

資格の決定を求められた議員 濱野圭市議員。

濱野圭市議員の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1、決定。

地方自治法第92条の2の規定に該当する。

2、理由。

株式会社浜野工務店は、甲良町の指名願申請業者である。平成21年7月9日、甲良町発注の「甲良町介護福祉空間および子育て支援センター建設工事」を落札した。

滋賀県知事への届け出によれば、平成21年5月1日から平成22年4月30日までの完成工事高は2億6,495万3,000円である。上記町発注の完成高は1億5,164万円となっており、町の発注高が57%を占める。これは明らかに地方自治法第92条の2が示している「主として」に該当する。

濱野圭市議員は、現在公判中の甲良町官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件に関し、「役員につく株式会社浜野工務店」、あるいは「私が実質経営する浜野工務店」と記載した供述調書に署名・捺印している。この調書の存在は公判で弁護士から読み上げられ聴衆も知る事実である。そしてこれは、濱野圭市議員が上記入札に参加し、直接応札していることや議会で自身の辞職勧告決議案が上程された際の弁明で「私どもの会社」と名乗り経営方針を話していることなど、「実質経営者」として濱野圭市議員の立場を表明した状況証拠を決定的に裏づけるものである。

よって、濱野圭市議員は地方自治法第92条の2に該当する。

平成23年2月21日。

甲良町議会。

○藤堂議長 この資格決定においては、議会で決定されたときから議員の身分を失うことになっておりますので、濱野氏の退席を求めます。

(1番 濱野議員 退席)

○藤堂議長 ここで1番の議席が空席となりましたが、議席の変更はしないということよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。



次に、日程第3 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって山田議員の退場を求めます。

(9番 山田議員 退場)

○藤堂議長 本件について、委員長の報告を求めます。

建部資格審査特別委員長。

○建部資格審査特別委員長 それでは、資格審査特別委員会の審査報告書、パート2でございます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

発議第2号 山田議員の議員資格の決定の件でございます。

審査の結果は、継続審査とするということでございます。

その審査の経過でございますが、山田壽一議員は、甲良町に住民登録をしているが、そこには生活の実態・根拠がないことから被選挙権のありやなしかについて慎重に審査をいたしました。

その結果、山田壽一議員については、いろいろな場所で愛荘町常安寺711番地または712番地と名乗っており、そこに生活の実態なり根拠があるものと思われま。しかし、住民登録は甲良町長寺599番地5にしている。この地には、電気・水道・家など、生活の実態・根拠となるものが一切なく、住所要件は何もないことから、被選挙権を有しないものと確信するが、今、このことの調査を進めている町、とりわけ住民基本台帳法に基づくところ、また、公職選挙法に基づくところの見解なり、判断を当委員会の決定に至る参考にいたしたいことから、3月議会最終日まで、予定では3月18日になってございますが、までの継続審査とすることに決定いたしました。

以上でございます。

○藤堂議長 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

委員長の報告は、審議未了であり、継続審査とするでございます。

よって、発議第2号 山田議員の資格決定の件については継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

山田議員の入場を許します。

( 9 番 山田議員 入場)

○藤堂議長 山田議員が入場されました。

ご報告申し上げます。

山田議員の議員資格決定の件については、審議未了であり、継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩をいたします。約 5 分間。

(午前 10 時 30 分 休憩)

(午前 10 時 35 分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、濱野議員の失職により追加日程 1 を追加いたします。

追加日程 1 の 1 会議録署名議員の追加指名を行います。

本日会議録署名議員に、1 番 濱野議員を指名いたしました。濱野議員の資格決定を有しないと決定いたしました。

したがって、会議録の署名議員の追加指名をいたします。

本日の会議録署名議員に、3 番 木村議員を指名いたします。

次に、追加日程 1 の 2 総務民生常任委員会委員長の選任についてを議題といたします。

ただいま総務民生常任委員会委員長に欠員が生じました。

よって、次の休憩中に総務民生常任委員会を開催され、委員長を選任されるようお願いいたします。

ここでしばらく休憩します。

(午前 10 時 36 分 休憩)

(午前 10 時 45 分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に総務民生常任委員会が開催され、委員長の互選が行われました。

その結果、総務民生常任委員会委員長に建部議員が互選されましたのでご報告します。

次に、追加日程 1 の 3 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会委員に欠員が生じました。

よって、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、本職において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に建部議員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

次に、追加日程1の4 ただいま大滝山林組合議会議員に欠員が生じたので、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に藤堂一彦議員を指名いたします。

お諮りをします。

ただいま指名いたしました藤堂一彦議員を大滝山林組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤堂一彦議員が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました藤堂一彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程1の5 湖東広域衛生管理組合議会議員に欠員が生じたことにより、選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推せんにしたいたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、私、藤堂与三郎を指名いたしたいと思います。

お諮りをします。

ただいま指名いたしました、私、藤堂与三郎を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、藤堂与三郎議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選しました。

次に、追加日程1の6 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、資格審査特別委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

資格審査特別委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 8番 藤堂です。

議会広報発行のルールに関する決議(案)を申し上げたいと思います。

このルールにつきましては、広報の発行のルールだけでなく、議会運営に対してもこのルールはやっぱり守っていくのが普通であろうと思いますので、申し上げます。

(「賛成」の声あり)

○藤堂議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程第2の1 発議第4号、藤堂一彦議員から議会広報発行のルールに関する決議（案）が提出されています。

この発議は、提出者 藤堂一彦議員、賛成者 西澤議員、宮寄議員ということで動議は成立をいたします。

それでは、藤堂一彦議員の提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 議長の許しを得ましたので、動議をいたしたいと思います。

今、議長が申されましたように、議会広報発行ルールに関する決議（案）、これは、私がこの動議を出させていただいたのは、ただ広報発行のルールだけじゃなくて、今後の議会運営にも関係することであるという思いで提案させていただきました。

議会広報発行のルールに関する議決（案）。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出いたします。

23年2月21日。

議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 藤堂一彦。

賛成者 西澤伸明。

賛成者 宮寄光一でございます。

第42号（2011年2月1日発行）の「こうら議会だより」編集にかかわって、見過ごすことができない事態が起きた。すなわち、本年1月の広報特別委員会において、昨年12月の本会議において可決された官製談合疑惑調査特別委員会の調査報告書の内容を掲載しないという驚くべき決議を行い、同報告書が「可決」したことだけを記事にした。これは、私の本会議で決まったことだから載せるべきだとの再三の説得にもかかわらず、山田議員、濱野議員、丸山議員、そして金澤広報委員長として「多数決」だということで押し切られました。

議会広報は、議会で決まったことを町民にお知らせすることが最大の使命である。これまで、議会広報を創刊してより、「ありのままに、わかりやすく」との研修を幾度も受け、その編集方針を心がけて論議を重ねてまいりました。

疑惑問題の解明に努力に泥をかぶせようとする愚行であり、本会議で決定された官製談合の調査報告の内容を町民の目から覆い隠そうとする意味でも、また本会議における「議会広報で町民に知らせる」との決議を広報委員会が覆す暴挙であり断じて許すことができないというふうに思いました。

よって、本会議の決定をほごにした4議員に断固として抗議の意を表明す

るとともに、「ありのままに、わかりやすく」との編集に心がけて、親しまれる議会広報に尽くしていきたいと考えております。

以上、決議する。

2月21日。

以上でございます。

○藤堂議長 藤堂一彦議員の提案説明が終わりました。

質疑はありませんか。

4番 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

藤堂議員からこういう内容の決議（案）が出されましたけれども、当時、私も副議長で広報担当委員長をやってしまして、今、藤堂議員もこの問題、百条委員会の問題を言いましたけれども、私は委員長として委員の意見を皆さんに聞きまして、このときは委員の意見は、百条委員会の結果はまだ何も出ていないと。だから、藤堂一彦議員の言う委員長としての報告書は、談合ありきという、多数決で決まったことに対する内容が町民を意識づけるような言葉が沢山入っているから、結果が出てから載せたらどうかと。そして、今こういうふうに官製談合が議会で議決されたということは当然載せていくということ全部提案して了承されたものであり、こんな抗議を受ける必要は全くありませんし、藤堂議員につきまして、私が委員長のときにこの広報の内容を全面的に委員長の許可もなしに勝手に微妙な判断は許可しても、全面的に内容をすりかえた実績があります、この人は。それで、その委員会で私が悪かったと謝罪しているんです、この人は、この議員は。

だから、自分のことは棚に上げて、何で私たち4人が批判されることがあるのか。もう一度藤堂議員に聞いてください、内容が違うか。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 今、金澤委員が申されましたが、しかし、本会議において報告書が可決されております。その可決内容を広報で掲載するのは当然であると私は思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私は、何も広報に掲載しないということは一言も言っていません。これをもう少し結果が出てから町民に広報として出したらどうかと、そういう提案をした中で、委員会でもまだ時期尚早だからということでこういう結論に至ったわけです。

だから、やはり百条委員会でも多数決でいろんな意見が決まった中で、少数意見は少数意見として取り上げると私は言ったんです。それなのに、自分

の意見が通らないからこういう決議（案）を出すということはもってのほかだと思いますよ。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

当時、私も広報特別委員会の委員でありました。私は、百条委員会の議決のときには除斥をしております。内容はあまりわかってはいなかったんですけども、いつ、どういう形で町民の方々に報告をするか。広報で本当に全部の、今まであったことを報告書の中を全部報告するのか、抜粋して要所要所だけをするのか、そういう詳しい内容も私も伺っておりませんでしたし、あの委員会、過去13回か、あった委員会の中の議事録を抜粋しながら報告書をつくり、そして広報として発行するにはあまりにも時間がなさ過ぎてなかなかまとめられない。談合ありきというような報告書の中でまとめるとすればそのような形になりますので、委員会の中で結果を待ちながら、その結果を把握した上で正確な報告書を作成すればどうかなというような意見がございました。委員の中でそういう意見に皆さん賛同してこういう結果になったわけでございます。

決して報告書の公開を拒んでいるわけではございませんでしたので、このように我々が抗議の対象にされるとは遺憾に思っております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず1点目です。金澤議員が、広報委員会で多数で議決をした、このこと自体が間違いだということをこの決議は指摘をしています。12月の本会議で決められた委員長報告、そして調査報告書の最後4、その他では、（2）に、本調査報告書を町民に広く知らせるため議会広報ならびにチラシを発行する。非常に明快なんです。議会広報に載せ、そしてチラシを特別に発行するというのが議会の議決で決まっています。これを一委員会で、本会議で決まったことをひっくり返す、こういうことが間違っているということを確認しようという決議であります。

しかも2人の弁明を聞いていますと、本会議で決まった調査報告書、談合ありきという文章は1つもありません。みずからが談合にかかわっていたのではないかということで疑問視され、2人の議員が疑惑を持たれて調査委員会が始まっています。職員が1人、そして元町長が1人。こういう点で、疑

惑がこういう事実であったという調査報告書です。

ですから、この広報委員会で今年の1月、内容を掲載しないというように、いみじくも2人が掲載しないことを論議して、そして決議したことが白状されましたが、こういうことが間違いだということをはっきりと議会として確認する必要がある。そして、内容は遺憾としても本会議で決まったこと、これを載せるというのは当たり前前のルールであります。

私ごとで言えば、反対する議案、幾つもございます。多数によって私の意にしないところが可決をします。だけども、前期以外は広報委員を務めてまいりました。しかし、私の意にしない本会議の議決であっても、これは本会議の決議に基づいた広報委員会ですから、載せるということで論議を勧めて、見出し、そして書き方、そしてどういように抜粋するかは論議がございました。しかし、内容を一切知らせないということ自体言語道断であります。こういう点では全く許せない暴挙を1月に金澤委員長のもとでされました。

私は、金澤委員長が続けて広報委員長をされたら、問責決議ないしは不信任決議を出す予定でありましたが、2月の冒頭に副議長を退任されましたので、その決議は出さずに至りました。

しかし、2人の今、質疑の内容を聞いていますと、そういうことを全く反省がない。本会議で決まったことを覆す。こういうことはしてはならないということをはっきり議会が示す必要がございます。

山崎昭次議員が生前でおられましたら、5人の議員対藤堂一彦元百条委員会の委員長、これが広報委員の6人であります。この論議の中で、決まったことだから載せる。2人の弁明を聞いていますと、これがどういうふうに進展するかははっきりしてから載せる。こんなことは関係ないんです。予算で言えば、予算が執行されてどういような状態になったか見きわめてから予算内容を広報に載せる、こういうことをしなければなりません。

ですから、百条委員会の内容だけを推移を見てから載せるということ自体は、町民の目から談合の疑惑、10カ月続けてきた百条委員会の調査報告そのものを町民に知らせないという決定を一委員会がひっくり返す。本会議でやったことを一委員会がひっくり返すということにほかなりません。ですから、こういうことは断じて許してはならない。しかし、広報委員会は、広報40号は、42号は発行されました。

振り返ってみますと、40号はまだ百条委員会が何の結論も出していないのに途中経過を出しました。どういう証人を呼んでどういう審議があったか。濱野議員が原稿を書いたと自認をされて言われていますが、そういう点で濱野議員が書いた原稿が広報委員会で40号に掲載される。こういうこと自体が異常であります。そして、本会議で決まったことを載せない。そういう決



議を行うことは断じてだめだということを議決をしていって、二度とこんなことが起こらないようにしていく必要があります。このことを許せば他の常任委員会、3件、そして総務でも、本会議で決まったことをひっくり返す何らかの議決を許すことになります。

そういう点で、私は賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 私は、今、西澤議員が言っていますけども、2人で、山田議員ということは、私は委員長として委員会をまとめた総意に基づいて、まとめて報告したわけです。それでこういう決定で、ただ内容的には時期尚早じゃないかと。もう少し詳しく出てから報告したらどうかというふうに皆さんが意見があったからまとめただけであって、議会の議決を無視したとかは一切ありません。ただ、そういうふうに議会で議決したことは、こういうことを議会で、百条委員会で議決されたということは当然載せていくべきだと言っていて、議会を軽視したことは一切ありませんし、それはここにいる藤堂議員がその場に立会しているから確認したらわかることですし、そういうことを言われることはありませんし、そして、やはりそのときの発言の内容は、この問題がもっと深く結果が出てから出したらどうかと、そういう委員からの意見があったからこういうようにまとめたことであって、藤堂議員の意見も少数意見として十分配慮したつもりです。そんなことで何で私たちがこんなことを言われるのか、まことに心外です、これは本当に。

私は反対討論。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を打ち切ります。

追加日程第2の1 発議第4号 議会広報発行のルールに関する決議(案)を採決します。

お諮りをします。

議会広報発行のルールに関する決議(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

起立多数であります。

したがって、本発議は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

○北川町長 閉会にあたりまして、あいさつを申し上げます。

2月4日に開会をいたしましたこの2月臨時議会、本日21日までの17日間、過去に例のない長い会期の臨時議会であったかなと、このような思いをしております。

その中で、私どもも行政が提案をさせていただきました22年度の第4号の一般会計の補正予算、それにつきましても開会日から10日までの6日間による委員会付託による審議等をいただきました。教育施設整備、図書館整備、あるいは図書の購入等、非常にあすの甲良を担う子どもたちのために予算を計上させていただきました。僅差ではありましたがご承認もいただきました。このことを受けて、私どもも予算編成の中でしっかりと審議をさせていただき、議員の皆さんともどもに議論していただく中で、町民の皆さんが安心できる行政運営を心がける、そのためのただいま新年度の予算編成もしている最中であります。

山田前議長、21年2月5日から23年2月4日まで2年間、滋賀県の町村議長会ならびに犬上郡の議長会および甲良町議会のかなめとして頑張ってくださいました。その労苦に感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

また、金澤前副議長は、昨年2月5日から先般の2月4日まで1年間、議長を補佐して副議長の要職をしっかりと堅持し、甲良町の議会の正副議長として名コンビを組んでいただいていた頑張ってくださいました。大変ご苦労さんでございました。

この2月5日から藤堂与三郎議長ならびに西澤副議長、任期としては来年の2月4日が甲良町議会任期満了でございます。したがって、1年弱という期間になりますが、非常に甲良町の議会、自他ともにいろんな課題を抱えている最中でもございます。そういう中で信頼される議会、そして信頼される町政のためにもどもに頑張ってくださいたい。そしてともどもに協力して運営をしていきたい。このような思いをいたしております。

きょうは、前濱野議員の失職という、私が記憶の中では前代未聞の結果が出ました。こうしたことも行政が今日まで取り組んできた中でしっかりと反省をして、こういう原因がどこにあったのか、そういうことをよく考え、今後もそのことを町民の皆さん、あるいは県内各地で新聞報道されるたびに、甲良町はどうなってるのやというようなことを聞かれるわけですが、胸を張って甲良町のPRができる、そういう体制づくりに努めていきたい、そういう思いをしております。

そういう意味では、今、新年度の入札について業者さんの申請もいただいている最中でございます。23年度は今までの指名競争入札から条件つき一般競争入札、そういう形でシステムの変更をさせていただいて取り組んでい

るところでございます。そういう中で公正公平な入札制度をしっかりと堅持し、皆さんに安心してもらえる、そういうまちづくりを進めていきたい、このような思いをしております。

もうすぐに新年度の予算審議の始まる3月定例会が、予定として3月7日から開会でございます。非常に17日間の長い期間のあと、しりからまた新年度予算を審議していただく定例会ということで、議員の皆さん、休むいとまもなく、また頑張ってください、そういう形になろうであろうと、そのように思っております。どうぞ議論は議論として、議会の中で大いにさせていただくのも結構です。そして、議会と行政、それもしっかり議論をさせていただく。そしてよりよい方向に導いていく。これが私たち議員あるいは行政に課せられた課題ではないか。このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとします。

ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもって、平成23年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修